

第二十八回
国会

参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
永岡 光治君

委員

後藤 義隆君
近藤 鶴代君
吉米 地義三君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
千栗 信君
島村 軍次君

國務大臣

正力 松太郎君

政府委員

吉田 萬次君

科学技術
政務次官

原田 久君

科学技術
長官官房長

鈴木 康平君

事務局側

西調整局長

杉田 正三郎君

説明員

科学技術
事務次官

藤原 登君

本日の會議に付した案件
○科学技術庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日は、まず本案の内容について説明を求めます。

○政府委員(鈴木康平君) 法律といたしましては、科学技術庁の設置法の一部を改正いたしましたので、新たに電子技術審議会を設置したということでございます。この審議会は科学技術庁長官の諮問機関でございますが、審議の内容といたしましては、「電子技術に関する重要事項を審議すること」というふうになっておるわけでございます。

で、この重要事項ということにつきましては、いろいろな問題があるわけでございますが、当庁といたしましては、大学の研究を除きました各省庁の研究に関する行政の総合調整、あるいはまた、各省庁が予算の見積りをいたします際に、各省庁の予算の見積りの方針の調整をいたす、そういうふうな任務があるわけでございます。従いまして、そういうふうな事務を行ないます場合に、この審議会の意見を十分尊重いたしまして、施策を行なっていくというわけでございます。

そして、この審議会といたしましては、詳細は政令に規定いたす次第でございますが、先般大臣から提案理由で

申し述べましたように、審議会といたしましては、大体二十五名以内の委員をもって組織する。その委員といたしましては、学識経験者並びに関係省庁の職員からなるわけでございまして、内閣総理大臣がそれを任命する予定になつております。そのほか専門委員を置くことができるようになっております。まして、ただいまのところ、専門委員といたしましては、四十名程度の用意をいたしておるわけでございます。いずれもこの専門委員の方々は、学識経験者の方にお願いをするわけでございまして、学界あるいは工業界等から入る予定でございます。

なお、この審議会の会長といたしましては、委員の中から科学技術庁長官が指名する予定になっております。おそらく学識経験者の中から選ばれることになると思つてございます。

それから、その他この委員の任期といたしましては、大体二年間を予定しております。ただし、再任をされることは妨げない予定でございます。

その他、審議会にはさらに幹事を置くわけでございますが、幹事といたしましては、委員及び専門委員を補佐する役目になるものでございますが、幹事につきましては、大体各省庁の関係職員並びに学識経験者も入れたいというふうに考えておるわけであります。

それから、実際の審議のやり方といたしましては、審議会全体で審議すべきものと、なお細目にわたつてさらに

深く審議をする必要があります場合には、委員並びに専門委員からなりまして部会を設置いたしまして、その部会で十分審議をいたし、それで総会において審議会の総会と申しますか、審議会において決定いたし、それを長官に答申していただくという予定でございます。

で、私どもは、こういった審議会を作り出すこと、必要性は前から十分感じておつたわけでございますが、実は従来科学技術審議会というのがございまして、それがその中に電子技術部会という一つの部会を持まして電子技術の審議を行なつておつたわけであります。今、科学技術部会というものを別途法案を御提出しておりますので、それに伴ひまして、科学技術部会と科学技術審議会とが幾分重複する点もございしますので、科学技術審議会というものを廃止したわけでございまして、従いまして、科学技術審議会の部会であります電子技術部会も当然消滅するのであります。この電子技術に關しましては、御承知のように、非常に最近の科学技術界におきまして進歩の激しいものであります。また、これが日本のいふますか、世界的に見ても、科学技術の非常に大きな中心問題でございますので、当庁といたしましては、特段の、電子技術については深く内容を審議いたし、その施策を十分行なつていきたいと思いますので、そういうふうなことで、

この電子技術審議会を設置したいという理由でございます。

○委員長(藤田進君) それでは、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いします。

○永岡光治君 ただいま御説明がございましたが、従来の方式を改めて、特に電子技術審議会というものを設けなければならぬという理由として、電子技術の著しい進歩ということで簡単に理由づけをしておりまして、私のもう少し知りたいことは、特に技術庁の中に、あらためてこういう審議会を作らなければならぬという理由ですね、これをもう少しこまかく説明してもらいたい。

特に、現状は、それぞれ大学あるいは重要な電気関係のメーカーといふようなか、企業者の中にも、こういう研究をしている所があるのじゃないかと思つて、そういうものとの関連は将来どういふふうになつていくのか、その辺のところを一つ説明していただきたい。

○國務大臣(正力松太郎君) 今度の電子技術審議会を設けましたのは、実は、御承知のごとく、日本にテレビがあつて、それがために電子技術というものがほんとうに進歩しなければならぬ。また、電子技術が進歩しなければ、すべて科学技術の新しい技術が進まぬ。そこで、これは私が科学技術庁長官になつた最初のときに、まず電子技術が必要だから電子課を設けるように私は言つたのです。ところが、

まあそんなことを言うては変ですけれども、役所でもあまり電子技術といつてもびつとこないのですよ、今言うとおかしいが。ところが、近ごろになってあわて出したようなわけなんですがね。それはなぜならば、電子技術はほかでみんな研究しているというのです。非常に、どうしてもこれは電子課を少くとも設けなければならぬ、そういうことを言うていらっしゃるに、私やめました。それから再び科学技術庁長官になったから、もう課ができていたと思つた。ところが、課ができていない。ところが、この際、課どころではない、局を作れということをお話したところ、それがなかなか、こう言うところの悪口を言うようだけれども、あまりびつとこないのですよ。私のようなしろうとでもするもさう感じておるけれども、専門家になつてくると、やっぱり何かにとらわれちゃうのですね。

ところが、局をいよいよ作るにしても、各省の非常な抵抗なんです。なぜ抵抗があるかという、みんな電子を研究しているのですよ。そして科学技術庁に電子課というものができちゃうと、みな統一されてしまいませんかというので、各省も実は非常な反対なんです。私もたしか国会で、衆議院の委員会で、将来は科学技術省を作らなければならぬが、とりあえず電子局を作りたいという希望まで述べたくらいだった。ところが、今の各省の非常な抵抗がありまして、その結果まあ一つ電子審議会ということに折り合つてきたので、これは私は非常な不満なんです。これはどうしたって電子局を作らなければ、ほん

とうに日本の科学技術の進歩は見られないと思ひますが、御承知の、今度ソ連が人工衛星をやつたために、なお作らねばならぬやうになつてきたのであります。それでその結果、まあ審議会は認めてもらつたようなわけですが、衆議院だけでは、で、どうしてもこういうことでははなはだ不満ですけれども、まずこれをやつて、そして電子技術の進歩をはかりたいと、こういう考へであるのでありますから、大体大ざっぱの話でありますから、大体大けをちよつと申し上げました。

○永岡光治君 今のお答弁によりまして、科学技術庁の中に局まで設けていたといふことは非常に進歩はなほだしいのだ、こういうことですが、私の聞きたいのは、一体これを設けてどうしようとするのか。これを設けて、そしてどういう、まあこれは審議会を置く、そして組織、所掌事務とかその他は、政令で定めるといふことになつてゐるのであります。その明確なる詳細が述べられていないわけでは、

○國務大臣(正力松太郎君) 御承知のこと、今や原子と電子の時代になつてきておりまして、すでに原子には原子力局が設けられておる。だから、私もは当然電子局を設けなければならぬと思つたけれども、先ほど述べた理由でうまくいかなかつた。これは各省です。つまり電子の研究をやつてゐるの、これは一つに統一しなければならぬ、結局は。それだから、それにたいしては局を設けなければならぬ。今言うように、原子にはすでに原子力局を設けておる。これで非常に総合研究がうまくいつてゐるのですから、その原子にすでに局を設けた以上、もうこ

の事態に対しては、電子に対する僕は局を設けるのは当然だと、こう思つてゐるわけでは、

○永岡光治君 私の聞くのは、もうちよつと——そういうことではなくて、非常に力説されるお気持はわかるような気がするのですが、これを設けて、先ほど局長でしたか説明があつたのは、総合調整する云々という話もありました。が、どういふふうなことを運用していくのかですね。お話を聞けば、今日までできなかった理由というのは各省庁で強い反対があつた、こういう話ですが、これを設けて、各省庁の關係をどういふふうな調整されていくか。そしてこれを、今お話を聞きますと、長官のお話によれば、研究までやろうというふうにも受けとれるのですが、研究までやられる機関なんですか、どうなんですか。

○國務大臣(正力松太郎君) 実は、つまり総合調整をやろうということでありまして。研究も従つてこれを何とか調整したいと思つてゐますが、なお技術的の詳しいことは、次官か局長から御説明いたします。

○政府委員(鈴江康平君) 実は、その電子技術の振興に關しましては、各方面に關係があるわけでございます。その一点としましては、まず何といひましても、わが國において電子技術關係の技術者を養成する必要がある。こういう一した点は、養成の点に關しましては、文部當局が養成の任に當るわけでございますけれども、しかし、全体の電子技術の進歩の状況からいまして、どの程度の人が必要であるかというふうなことにつきましては、総合的に考える必要があるということ

で、従来の電子技術部会、科学技術審議会の電子技術部会においても一応検討して、その結果、一つとしては、大學における電子技術者の養成という問題についての一つの考え方をきめまして、これを長官から文部大臣にお話をいたして、その結果もあると思ひますが、文部當局といたしまして、本年度電子技術の教育について大学の学科を増設する、かような結果にもなつておるわけでありまして。

しかしながら、私どももいたしましては、さらに、高等教育のほかに、中等といひますか、高等学校あるいは中等程度のその程度の教育におきまして電子技術者の養成というふうなことにしても、もう少し考へていく必要があるんじゃないか。そういう点につきましては、この技術審議会において十分御意見をいただいて、結論を出して、その実施に當り文部省にお願いしたいという気持ちもありません。

それから、現在の電子技術の研究につきましては、これは非常に多くの省にまたがって研究されておるわけでありまして、その一つは、通産省の電気試験所、あるいは郵政省の電波研究所、その他運輸省の運輸技術研究所、あるいは機械試験所においてオートメーションの研究をやるとか、その他中央計量検定所にも若干の研究があります。それから公社の關係につきましましては、電電公社の電気通信研究所がございまして、あるいは鉄道技術研究所とか、そういった方々の各方面の研究機関で研究が実施されておりますし、また先ほどお話がありましたように、民間におきまします各会社におきましても相当の研究が行われておりま

す。しかし、そういった研究がんでんばらばらに行われては能率が悪いんじゃないかということ、当庁といたしましては、各省の研究機関につきましましては研究実施計画をやはり提出願ひ、それについて全体的に調和のとれた研究計画を行うということにいたしたいと思つておるわけでありまして。

なお、それに関しまして、各省庁の予算を編成いたします場合にも、当庁においては各省の計画を提出を求めまして、これを十分審議いたしまして、むだな重複のないように、また欠けておるところがないようにということをお願いして、そして各省庁にブドヴァイとしておるわけでございます。そしてその点は、実は大蔵省の予算の査定のとときに、参考としてこちらからこれを提出しておりました。たとえて申しますならば、電気機器のテストイング・マシンがいろいろありますが、これは数億にわたるものでございまして、こういう施設を一体どこへ置いたらいいだらうか、各省がばらばらに持つのも非常に使うときに不便じゃないか、一カ所に集めたらという意見もございまして、単に機械的に一カ所に集めることも必ずしもいいことではありませんが、使用頻度等もよく考へまして、その上でやはり場所をきめようじゃないかということ、今までも審議しておりました。その結果、民間の使用に、実は防衛庁から要求がございまして、むしろ電気試験所の方に重点的に置いた方がいいじゃないかということ、そういう結論で今の予算になつておるわけでございます。これは昨年度

でございましたが、なお、そういったようなことが今後も起きるわけですが、この審議会におきまして十分そういった点も考えていきたい。

それからまた、一番根本的には、電子技術を進歩させるためには、一体どういう研究にまず重点を置かなければならぬという点、一つの基本的な考え方一つ作っていかねければならぬ。そういう点は、今までも話し合っておりまして、今後さらにだんだんこういうことをやっていくというふうに思っています。

○永岡光治君　そうしますと、念のために聞いておきますが、従来は、作られようとする電子技術審議会の機能と申しますか、使命と申しますか、そういう役割はどういう機関でやられておったわけですか。

○政府委員(鈴江康平君)　電子技術審議会の結論を実施いたします所は、先ほど申し上げましたように、各省庁が科学技術庁長官の勧告を受けまして、その点に従って動いてくれるというところでございます。特に勧告という形式はとっておりませんけれども、この審議会で、従来の審議会におきまして、各省の次官が委員になっておりますので、この審議会で議論をいたしましてききましたことは、それぞれ各省がその線に従って実施をしていくということでございます。科学技術庁の今までの点からいまして、自分自身がどうする、現在のところ研究機関もございませぬし、補助金もそのために持っておるわけではございませぬので、それらの各省のやります行政の方針についての審議をいたしまして、その結果を各省が尊重して実施してもら

うという仕組みになっておるわけでございます。

○永岡光治君　私の聞きたいのと少しビントがはずれておるようですが、私の質問の要旨をのめ込めないのじやないかと思いますが、今度新しく審議会を設けなければならぬ、こういう結論に達した、こういうわけですから、従来それではこの調整なり研究項目をどうするかという点、各省庁にわたる調整をどこかで行なつたはずなんです。それは、だれがどういう機関でやっておったかということです。

○政府委員(鈴江康平君)　従来やっておりまして、この審議会にちやうど相当するものがございまして、これは先ほど申し上げましたように、科学技術審議会というものがございまして、これは科学技術庁長官の諮問機関であつたわけでございます。科学技術審議会と申しますのは、電子技術のみならず、各般の技術の問題、あるいはそれを総合いたしますような問題について、審議をいたしておつたのでございまして、その審議会の一ブレンチとして、電子技術部会というものがあつたわけでございます。それで、今申し上げたような審議会をお願いしておつたわけでございますが、科学技術審議会というものは今般廃止にいたしました。これは廃止にいたします理由といたしましては、別途上程いたしております科学技術会議を設置する、この点とからみまして、それを廃止いたすことになつたわけでございます。

それで、科学技術会議におきましては、重要な事項をそこで審議するわけでございますが、従いまして、今まで

やっておりまして科学技術審議会の審議事項のうち、重要なものはそちらの方で審議していただけたと思ひますが、ただ、電子技術に關しましては、そういった基本的な問題ばかりではななく、かなり細部にわたつて御審議を願ひたい、そういうことになりまして、科学技術会議では十分そまて御審議が願ひないのじやないか。そこで、別個に電子につきましては特に一つの部会を設けまして、もう少し深く、こまかくやっていただく予定でございます。

なお、当庁といたしましては、このほか航空技術審議会というものもございまして、これはやはり航空技術に關しましては、科学技術会議が一方にございまして、航空技術というものが戦後新しくできる技術でございまして、相当詳しくやっていかねければならぬということで、これはそのまゝ存置するということになつておるわけでございますが、この電子技術審議会が、ちやうど同じように、特定の技術問題についてこまかく詳細に審議をしていただくという希望を持つわけでございます。

○委員(藤田進君)　この際正力長官にお伺ひしたいと思ひますが、先ほどの御発言によりますと、電子技術の進歩発展に伴つて、諸般の他の科学技術の振興もさることながら、当面やはり電子局を設けるべきだが、閣内、各省の了解がとれないので、次第の策として審議会の設置というふうにとれるわけですが、あるいはまた、国会に対してそういう修正を期待されてゐるものと響くわけですが、局を、現在

あるものにさらに加えて電子局を置くという構想とするならば、科学技術庁長官にまかせるといふことになれば、そうされるように見受けるので、さらに進めて、この際閣内閣とされても、科学技術の振興というところで別途提案されている科学技術会議の設置だとか、あるいは予算の上においてもかなりそういう面に重点を置くとかいふようなことが言われている以上、正力構想があるとするならば、電子局を設けるという程度でなくて、一歩進めて、科学技術省に昇格して、科学技術省大臣を置いてやるということにはならないのか、そこを一つ、ほんとうの所管大臣として所信をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君)　ただいまのお尋ねの点、まことに私どもの言わんとするところを言うてもらつたやうな気がいたしましたのであります。ところが、御承知の通り、ほんとうにセクシヨナリズムがひどいのです。だから、なかなか各省の持つたものは離さな、また各省に干渉しやいかぬと。それからして、これじやいかぬと思つて、まずこれを破らなければいかぬ。そこで、今までのような専門部会

じゃ弱いから、局と専門部会の間のやうな審議会ができた、こういうわけでございますが、それと一つ、私どもそれと同時に科学技術会議というものを作つたわけですが、これも非常な御承知でしょうが、抵抗がありまして、なかなかこまて来るのには、この科学技術庁の関係者一同非常に骨折つてあそこまで持つてきたのです。それで、今、御承知のごとく、アメリカですら、陸海空のあ

セクシヨナリズムはやめなきゃならぬとまで言つてゐるのですから、實際そういうことでは進歩しないのです。だから、日本は陸海空じやない、もっとその下に分れちゃつて、それじやどうもこうもならぬ。それを統合するため、科学技術会議を置き、そして局が無理ならば、せめて専門部会を一歩進めて審議会を置こうと、こういうことに、電子技術審議会になつたわけでありまして、一歩前進したわけでは、なほだわれわれの所期の通りいかぬのは残念ですけれども、まあこまて持つていくのに非常に骨が折れたのであります。御好意のほどは非常に感謝いたしておりますが、どうぞこれ

○委員(藤田進君)　科学技術省、まあ名称は仮称としまして、もう省に昇格すべきだといふ考え方があつたのかないのかという点が、私の質疑のポイントであるわけですが、

○國務大臣(正力松太郎君)　むろん、それなんです。ことにこれは社会党から提案されて、承知しておるところなんです。私もそれには全面的に賛成してゐるのです。もうそういうければ、今、岸内閣は科学技術というものを最高政策にとつておるのです。それで、省がでかぬことは非常に残念なんです。しかし、さつき申し上げた事情で、この科学技術会議を技つてくると、それから電子審議会を置くのです。でも、抵抗があつたわけでありまして、一つ、はなはだ微力ですが、残念であります。この辺で一つ御賛同願つたら、こつとこつと思つております。

○委員(藤田進君)　それから、縦張りの問題については、科学技術庁自身

もかなり強いように私は感じているわけでありまして、過般の国会におきまして科学情報センターの設置が参りましたときも、当時の審議の過程で、与野党を通じて、これはやはり国立国会図書館が同様なものを持つてゐるのだし、機能もあるのだから、ここに科学技術情報センターをやらしむれば足りるのではないかといいことでしたが、がんとし

てお聞きにならないで、科学技術庁の中に設けられた。さらに、今審議会を設けようとするわけですが、同種のものがあり通商産業省の付属機関として、電子工業振興臨時措置法という昭和三十三年法律第七十一号でできておる。その中に、電子工業審議会というものがあつてゐるのですね。です

が、まあこれと同様なものをここに作られると、通産省関係や民間を主体としてゐるといふふうな御説明になるかもしれませんが、どうもこれなどとの関連がどういふふうな運用されるのか。これが両方とも、通産、それから科学技術庁において、電子工業審議会という意味では審議会をここに並立させることになるのですね。それらの運営その他、一つお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(正力松太郎君) 最初のお尋ねから一つお答えしておきますが、科学技術庁にもセクショナリズムがあつて、一方に図書館があり、また情報センターがあるじゃないか。これは情報センターの任務と——御承知と思いますが、図書館の任務とは全く違つてゐるわけでありまして、情報センターは、科学技術の普及をはかるためにあれはやつたものでありまして、従つて、図書館のように、あそこに適当な人が行つて

あれを見ようといふのは多少違つておられます。決して私どものセクショナリズムじゃないのでありますから、その点を御了承願ひたいと思ひます。それからまた、先ほどの、通産省にもあるじゃないか、審議会が。科学技術庁にもあるじゃないかといふのは、その科学技術庁のは、つまり各省のを総合しよう。通産省の審議会は、通産省としての電子技術の審議でありま

す。こつちは各省にまたがつてゐる。電波監理局にも、郵政省にも、運輸省にも、そういうふうな……。総合して、どうしてやればいふかといふことを審議するのが科学技術庁の使命であります。

○委員長(藤田進君) ですが、今の政令にゆだねられてゐる部分の若干の説明を加えられたわけですが、やはり審議会といふこの地位、権能から見ますと、通産省に付属機関として持たれてゐる電子工業審議会を、今度設置される電子技術庁の審議会が、コントロールできる筋合いではなからうかと思ふのですね。これはやっぱり科学技術庁の審議会と何かといふものに、他にもあるようですが、今あなたの御答弁によると、各省庁にまたがつて、それぞれ併置されてゐる審議会をさらに調整するといふふうな聞えるわけですが、果してそうなんですか。

○国務大臣(正力松太郎君) 実はそれで、私も局にして、そうしてみなそれを総合調整しようと思つたわけですが、それがどうしても今の理由で反対が多くて、とりあえず審議会。だから、生ぬるいことになつてやつてはなはだ残念なんですけれども、まああ

れ、そうしてもう一方科学的技術会

議といふものがあつて、大綱をあそ

でやつてしまふから、まあ専門的の

ことについてはこれでもがまんして

もよからうといふので、がまんをし

ておるわけでありまして、その点

を……。○政府委員(鈴江康平君) ただいまの

お話、通産省の電子工業審議会との関係のお話でございますが、もちろん、電子工業審議会は通産大臣の諮問機関でございますので、そちらの方の審議会で審議されますことは、やはり電子工業の資金の確保の問題とか、あるいは生産数量の問題が、非常に多いの

振興の問題も当然にその中に入るとは思ひます。当庁の電子技術審議会におきましては、今の通産省関係の電子技術の振興の問題もございまして、そのほか、ユーザーでありますところの郵政省の問題、あるいはその監督下にあります電電公社の研究の問題、その他運輸省、防衛庁、各方面の電子技術に關します技術の振興を総合的に考へていく。これはまあ、当庁の長官の権限が、各省の事務の総合調整、あるいは科学技術振興の総合的企画といふ面にございするものですから、そういった総合的な分野からの観点からの電子技術の振興を考へる。

従ひまして、通産省の電子技術の振興といふのは、技術という点から見ますれば、そのうちの一部分を占めることになると思ひます。その間に關しまして、通産省、当庁とも実は前から話合つておりました、技術振興といふ点から見ますと、電子技術といふものは、科学技術が総合的に一つの計画を作

る、その基本的な計画のもとに、通産

省の方はその意見を受けまして、それ

を具現化するような一つの実質的な計

画を立てていくという、当事者同士の

話し合ひはあるわけでございます。

私も、そういうふうに今後の運営を

持つていきたいと思つておるのであり

ます。○永岡光治君 今の説明を聞いて、や

はり危惧が出てくるわけですが、私の

質問した要旨は、なぜこういう電子技

術審議会といふものを作らなければな

らなかつたかという理由を聞いておる

わけですが、あまり明確な答弁になつていないのです。従来これはど

こでやつておつたかといふと、お話を

よれば、科学技術審議会の中の専門部

会としての電子技術部会で研究して

おつた、それを今度は審議会に改めた

だけの問題ですね。私は、この当委員

会にも各省設置法がずっと十数件提案

されてゐるわけですが、それをながめ

て感ずることは、機構さえ作れば何で

も物事は解決する、問題の重点は機構にあるといふ印象を強くするので、私、聞いて。そうではないと思ふので、むしろ、機構にあまりとられ過ぎること自体ビュロークラシーに陥つて、かえつて所期の目的を阻害する結果になるのではないかと。

問題はやはり、言うなれば、人にあ

るだろうと私は思ふのですが、それをこ

ういふ審議会に改めた、だからこれで

きるんだ、こういうふうな簡単に考えら

れておりますが、どうもこれだけでは解

決のあれにならないのではないかと。や

はり今後どういふ、なぜ今までうまくい

かなかつたかといふその問題を掘り下

げて、それを解決するといふことであ

れば、何も審議会にしたからどういふ

結果になるのか。

○国務大臣(正力松太郎君) 私は、今

まで一番の欠点といふものは各省のセク

ショナリズムです。これがその進歩を

はばんだゆえんであります。これを打

破しなくちゃいかぬといふことで、科

学技術会議といふことを提唱したので

あります。この科学技術会議で、今ま

で、つまり私は科学技術庁長官として

科学技術のことを総合調整する権限は

あるけれども、文部省の科学、すなわ

ち大学がそうです。全然私はタッチで

きないのです。それから、大事な研究という大学にありますが、それとちつとも調整はできない。それで、今度総理大臣を議長にして、そして文部大臣と私が議員になる、それからなお予算関係の件でありますから、大蔵大臣、それに経済企画庁長官を入れる、このようにいたしておきます。それだけでも、どうしても科学技術のことについては、専門に關することから、それでありまして、専門の委員も四人置く。しかも四人のうち会議なんというものは、一月一ぺんか二ぺん開くものでありますから、よくいきません。それで、常勤の議員を二人置くことにして、そこで研究して、そして会議は月一回か二回開いてそこで実行するようにしたい、こういう考えでいきますから、これならば私は相当にできると思っています。

それからなお、先ほどの電波審議会というものは、電波審議会だけではだめなんです。幸い大きいことはその科学技術会議でやりますから、そういう部分的なことならここで調整ができる、こういうふうに考えております。人はむろん大事だが、制度としても、これは今までより非常に進んでおると自分で思っておりますのであります。いづか予算委員会、社会党の方が、ろくな案も出たおらぬけれども、科学技術会議を設けたことだけはよかったとおほめをもらつたぐらゐに、自分でもそう思つておるわけでございます。

○永岡光治君　　そういうあなたの構想が、果して望む通りに実現できるかどうかというところは、今後の成果に待つことだらうと思うのでありますが、やはり私は一応機構の内容を構想として

承わつておかないと、ほんとうにそうなるかどうかはわからないのですが、所掌事務で、たとえば民間にも、官庁の中にも、大学の中にも、それぞれ研究機関はたくさんありますが、総合調整をするというに言いますけれども、それはこの所掌事務の中でどういふうに生かされるか。絶対にこれはお宅の方でどういふうにやらない、たとえば民間のAという会社に、こういうものがあるからこれをやりなさいというようなことを、かりに決定すれば、それについて国家は補助する、そういうものを考えたのかどうか。そういうところまで発展しなければ、強制力はきかぬのではないかと考えているのですが、そういう所掌事務の項目、それからそれをどういふうに運用していくのか、それを明確にしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(鈴江康平君)　先ほどのお話を電子技術部会においてやつておりましたのが、電子技術審議会になつてどういふうに改められるかというお話でございますが、審議の内容といたしましては、いづれも科学技術庁長官の諮問事項でございますので、審議の対象は変わらないわけであります。ただ、従来は一つの審議会の部会でありましたもので、十分な委員を得るということができなかった。今後は、一つの単独の審議会になりますから、委員の数もふやし得るということ、さらに権威者を多く集めるということが一つのねらいであります。

しからば、どうやつてその審議の結果を実現するかという点でございますが、これは当庁の諮問機関でございますので、その結果は、結局は当庁の権

限として各省庁に勧告するということになるわけでありますが、もちろん、その勧告の基本といたしましては、総合的な基本計画等を作るといふこと、あるいはまた各省の行政の連絡調整を行う、あるいは予算の見積り及び調整を行うというところを通じてやるわけであります。しかし、その調整の面におきまして、各省においてそれぞれ、たとえば民間に對してどういふ電子技術の補助をするのだというふうな考え方があると思ひます。そういうふうな意見をもち寄つて、大所高所から、もつとこういう方に重点を置くべきだといふようなことをここで結論を作つていきたい。それに従ひまして、各省はもう一度自分の補助金なら補助金の交付計画を再検討してもらつて、当庁の意見に合せてもらふのであります。その点は別に強制力はないのであります。その点に合せてもらふのであります。その点に合せてもらふのであります。

なお、この電子技術審議会ができました、どういふ仕事をやるかというお話であります。この中にはいろいろ部会を置いてやりたいということを先ほど申し上げたわけでございます。その一つの例といたしましては、先ほど申し上げたような電子技術に關する技術者の養成というところを、もう少し深く突つ込んでいきたい。先ほど申し上げましたように大学の問題につきましましては、中等程度の技術者の養成の問題にまで入つていかなければならぬと考えております。そういうふうな問

題が一つありますし、先ほど申し上げたように、各省庁の予算の見積りを調整するといふことにつきましても、技術的な学識経験者の意見を聞きまして、そういう調整案を作つていきたい。その他、たとえば外国から技術を導入するといふ問題につきましても、これも一面においては日本の技術を振興させるわけでありましても、しかし、なお日本の研究がどこまで進んでいるかといふことを知らずしてやることはまずいと思ひますので、日本の技術の現状を十分認識いたしまして、その上で外国の技術をどういふ方面のものにさらに入れるべきであらうか、そういうものは日本の技術でさらに伸ばせばすぐ追いつけるものであるといふような、一つの考え方もあると思ひます。それから、あるいはまた電子技術者の技術を高めようとするには、日本の国内の研究者を海外に留学せしめるという必要もあると思ひます。こういう点に關しましては、当庁に各省の研究者を海外に渡航せしめる予算もござりますので、そういう予算をもちまして、特に必要な研究に對してはそういう研究者を当庁から派遣をすることもできるわけでござります。

その他、電子技術に關しましては、まだどこか点におきましても、各省庁間の調整を要する問題がいろいろあるわけでございますが、たとえば一つの事例といたしまして申し上げるならば、天文台におきまして時報を、その最後は運輸省の海上保安庁が各方面に流しておるわけでございますが、その時報を電子といふか、電子全般によつてそれを伝えるわけでございま

すが、その間電電公社の問題もありませんし郵政省の問題もあつて、あるいは漁船については農林省の問題があると、いろいろな、一つの科学技術に關する調整事務がござりますが、その間が現在におきましては必ずしもうまくいっていない面もござりますが、ただいまそういう面を究明いたしまして、その間の体制を整えようといふことを現在やつておるわけでござりますが、ただいまのところ、それにつきましては、従来も審議会の部会の委員の意見を、いろいろいい意見をいただいておりますが、先ほど申し上げましたように、そういう部会がなくなりましたので、審議会によつてそういう意見も聴取していきたいといふことで、いろいろな電子技術に關する万般の技術行政に關する調整部門においては、大いにこの審議会の意見を承わりたいといふように感ずる次第でございます。

○國務大臣(正力松太郎君)　先ほど運用の面について説明しろといふお話でありましたので、先ほど申し上げたことをもう少し補足して申し上げておきます。先刻申し上げましたこと、電子に關しては今まで専門部会で、その専門部会を今度はもう少し進めて電子審議会にしたので、ただ程度を高めただけなんです。ただ、しかし、これが科学技術会議と相付つていくので初めてこういう運用はできるのであります。ただ専門部会を少し強めた電子審議会では、大した意味をなしませんけれども、その上に科学技術会議といふものがあるから私はうまくいく、こう思つておるのであります。

なぜ、しからば、科学技術会議をそ

ういうふうに考えるかといいますが、実は原子力委員会はその決定を総理が尊重するとなつてゐるが、予算面ではなかなかその通りにいかなかったの

です。実際の運営だってそれでありましたから、今度つまり大蔵大臣なり企画庁長官も入れて、そうして予算面の方もうまくいくようにというふうに考えたのでありまして、それと、先ほども申し上げましたように、やはり専門の人の知識を、知らないから、各省の大臣はいずれも専門家でありませんかから、そこで科学技術に対する専門家を、同じ格において委員として入れたと、こういうようなわけでありますから、それだから、理屈的にはうまくいくようにできておるのでありますけれども、果してその効果を上げるかどうかは、一つ今後の結果を見た上で御判断願う、こういう考えであります。

○永岡光治君　そうしますと、所掌事務という中では、総合調整が主たる目的になるかと思うのですが、特にこの官庁同士の間では、比較的これは結論を尊重していけるような氣もしますが、一般民間の場合どういう強制力を持つのか、それをどう考えておいでになりますか。

○國務大臣(正力松太郎君)　もちろん、民間の方はこれで調整ができると
 思います。むずかしいのは役所の間な
 んです。

○永岡光治君　そうすると、この結論は、かりに設置されて、三十三年度以降、たとえば五六年計画とかおそれくありません、それで研究をされると思うのですが、民間の場合には、補助金を出すという考えは当然あるのですか。

○國務大臣(正力松太郎君) もちろん、補助金を出す考えはあります。

○永岡光治君 その額はどの程度を用意されておりますか。

○政府委員(錦江康平君) 民間の研究に對しましては、当庁としては原則的には直接的な關係は持たないわけでございます。と申しますのは、民間の研究に對しましては、工業会社であります。

すれば通産省から補助金を出すとか、あるいはその他運輸省、郵政省等からそれぞれ補助金が出るわけでございますが、従いまして、それを各省が計画をいたします場合に、それを当庁が調整するということによりまして、その調整を受けるということで、各省は間接的に当庁の意見を体するわけでございます。

ただ、当庁といたしましては、各省でそれぞれ共通的な問題として、それがれがおのおの金をばらばらに出すということが適当でないということもございますものですから、そういう問題が発生いたしました場合には、各省と協議いたしまして、当庁から一括補助金を出し得ることになっているわけでございます。で、実は来年度はその予算が、そういう問題がございませんでしたので、予算を計上してございせんが、そういった方式は実は過去におきましては、電子ではございませんでしたが、例のクロレラと申します単細胞の問題がございます。これは食料、衣料その他において非常に大きな貢献をする、将来の大きな一つの技術のテーマでございますが、これは関係省が非常に多かったために、こういう問題について各省と連絡調整いたしましたときに、科学技術庁が一括これを助成

してもらいたいということでは、民間団体
に当庁から直接助成をいたした経験も
ございます。そういった点はございます
が、一般の補助金等は、直接的には当
庁から予算は要求しておりません。

○永岡光治君　そうすると、三十三年
度の直接の補助金というものは、このの
科学技術庁としては持つていないので
すか。

○政府委員（鈴江康平君） さようでございます。三十三年度は予算は計上してございません。

なお、申し上げますが、当庁といいたしまして、原子力関係の予算につきましては、原子力の問題であってしかも電子の技術を利用するという問題につきましましては、原子力局の方で、原子力力技術を育成するという意味におきまして

て、直接は交付するのでございますが、それ以外の分野につきましては、ただいまのところ予算を持っておりな
いというところであります。

○永國光治君　そうしますと、この調整項目に上つて、民間の方で、この審議会の方ではそうおっしゃるけれども、当社としてはこれをぜひやりたいのだというふうに聞き直されると仮定しましょう。しかし、ぜひこれはやつ

てもらいたいのだから、ついでに補助金を出すからという必要が生じた場合には、それはお宅でなくて、それぞれ各省庁にある補助金の中から指示をし

○永岡光治君 それから、ここに出て参りました委員の問題ですが、今説明の中にも、委員として学識経験者と各省庁から二十五名を出すと、こういう構想があるのですね。それから専門員としては四十名を予定されているのですが、構想があるのですか。

○政府委員（錦江康平君） ただいま、構想と申しまして、全部細目的にき

まったわけでございませんけれども、従来科学技術審議会の部会もございまして、その方には十五名程度の委員がおられます。おそらく今までの委員の方は非常に適当な方が多いのでございますが、そういった方を含めまして、さらにもう少し広い範囲から選びたい。それから、今度は予算は大して多くはないのでございますけれども、出

席旅費等も若干ございますものですから、できるだけ全国的にりっぱな方を集めたいというふうに考えております。

○永岡光治君　それらの方は兼務になるのですか。それとも、専門にその仕事に当たってもらつて、報酬を出すという、そこまで考えておいでになるのですか。

○政府委員（錦江康平君）　この審議会

の委員は非常勤と考えておりますので、出席されました都度手当を差し上げるといふ形でございます。

○永岡光治君 それから、お話の中に

ありました養成機関ですね、これを拡充強化して参りたいという話ですが、その構想はどういう内容ですか。

○政府委員（錦江康平君） 実は資料がただいま手元ないのでございますけれども、先般の部会におきまして審議をいたしましたのは、電子技術が研究方

面において、あるいは産業界において——電子技術の中でもいろいろあるのでございますけれども、どういった種類の電子技術者がどのくらい将来要るだろうかというようなことを算定いたしましたして、それに従って、どのくらいいいの教育学生をふやさなければいかぬのだらうということも、実は計算をいたしましたわけでございます。そういうたよ

うな資料をもとにいたしまして、実は私どもの方には、その電子技術部会へのほかに、先ほどの科学技術審議会、もとになります科学技術審議会の中に技術教育部会という一つのプランチもございまして、電子技術以外の分野についても、それぞれそういったような審議をいたしたわけでございますが、特に電子技術の問題を強くその中に取り

入れてもらいまして、そしてまとめまして、文部省の方にこちらから勧告をしたわけでございます。その結果、こちらの要求よりは——要求と申しますか、こちらの見通しよりは少なかつたのでございますけれども、来年度は北海道、東北、東京、京都の四大学に電子学科というものが増設されることになっておるわけでございます。

○永岡光治君　今のお話の中に出て参りましたが、科学技術審議会とも関連があるようでありますが、これは正力国務大臣にお伺いするわけですが、この置かれる電子技術審議会と科学技術審議会との関連、どういうふうになっておるのですか。

○国務大臣(正力松太郎君)　科学技術会議は科学全般にわたって重大なる問題について総合調整します。それから、電子技術審議会は電子技術に関する

る問題だけを取りあげる。むしろ仕事としては、こまかい点をやる。

○永岡光治君 私には科学技術審議会と言いましたけれども、誤まりで、科学技術審議会が今度設けられる。それはその中の専門部会的な意義を持つわけですか、電子関係の。

○国務大臣(正力松太郎君) 電子関係においてはそういう意味になります。

○永岡光治君 そうすると、設けられるこの電子技術審議会の結論は、科学技術審議会にどういうふうに反映されるわけですか。

○国務大臣(正力松太郎君) むしろ、科学技術審議会では、そのきまつたことについては相当に——それに従わなければならぬということはありません、それは諮問機関でありますから。よいと思えば、採用いたすことになりま

○委員長(藤田進君) 関連してお伺いしますが、科学技術審議会は総理府に設置されて、総理大臣が議長になる。それから、この審議会は互選で委員長はきまりましようが、これは科学技術庁長官のもとに置かれる。だとすれば、機構上は科学技術審議会の諮問機関というものでない。これは、長官が科学技術審議会に出席すれば、それが取捨選択して持ち込むなり持ち込まないというようになると思いますが、今の御答弁によりますと、下部機構というようにな……一つの図面を書いて示していただくことになる。

○国務大臣(正力松太郎君) それは私の誤まりで、それは委員長のお話の通りであります。ただ、私は委員の一人になっておりますから、私の諮問機関

で、私はそれを尊重してやるということになるわけでありま。

○永岡光治君 そうすると、科学技術審議会ですね、今度また設けられる。その関連は重複するのですかどうなんですか。まだよくのめ込みないのですか、どういうようになりま。

○政府委員(鈴江康平君) 電子技術について申し上げますならば、電子技術審議会は長官の諮問機関でございます。

従いまして、科学技術庁の長官といたしましては、大学の研究に関するものにつきましては、所掌事務から除かれておるわけでございます。今度でございます科学技術審議会は、大学の研究に関する行政事務、つまり文部省の行政事務もその中に一緒になって論議をするわけでありま。

○委員長(藤田進君) 関連してお伺いしますが、科学技術審議会の諮問機関でございまして、当然そういうことができるわけでございます。従いまして、当庁の方といたしまして、この電子技術、つまり大学の研究に関するもの以外の研究についての総合調整をいたしました場合に、その結論が国として全体的にやはり効果を上げますためには、大学との関連も十分そこにつけていかなければならぬと思ひますが、ただいまの電子技術審議会におきましては、そういう点が欠けるわけでございます。この点は、科学技術審議会におきまして当庁の意見、この電子技術審議会から出ますような意見を、科学技術庁の長官がおそらくそれを尊重されると思ひますが、その意見と、大学の研究に関する問題、これはあるいは文部大臣から御発言になるかと思ひます。その間におきまして十分調整をとっていきたいというわけでありま。

なお、調整以外にも、総合的に科学技術の電子技術を振興させるという意味におきましても、やはり大学におきま

○永岡光治君 私のお感じでは、まあ正力構想によれば、実は科学技術庁というものは省までしてもいいのじゃないかという意向を持っておるし、その長官のもとに設けられる、しかも、これは電子が非常に発達をして何とか拡充強化したりつばなものを作らな

○国務大臣(正力松太郎君) それは、先ほども申し上げました通り、科学技術庁長官としては大学の方は全然私はタッチできないのであります。それを調整するには、どうしても科学技術審議会を経なければならぬということでありま。

○永岡光治君 そうすると、今の答弁から帰納される結論というのは、結局、大学の養成機関についてのみの問題が科学技術審議会にかかるとのことであつて、その他は問題じゃない、その他は電子審議会ですね、これで全部事足りる、こういうふうになるわけですか。

○国務大臣(正力松太郎君) それもございませうけれども、なお予算の関係もありませんけれども、科学技術審議会に

は、それだから、一つ大蔵大臣と企画庁長官もそれに加わっておるわけでありま。

○永岡光治君 予算の関係だつて、何も科学技術審議会にかけなくても、あな

○国務大臣(正力松太郎君) それ、先ほど申し上げましたように、原子力委員会の問題でもなかなかやはり予算の問題でうまくいかないのです。それ

○永岡光治君 それならば、電子審議会に大蔵大臣でも入れておけば解決し

○国務大臣(正力松太郎君) 電子審議会はまだ私の、ずっと下の私だけの諮問機関でありますから、それは大蔵大臣を入れるわけにはいきません。(笑)

○永岡光治君 それは謙遜ですよ。あなたも実力者だと思つていますが、当然入れて、二度も三度もこれを段階を踏んでやることに、やはり問題があるわけですから、聞けば、最初科学技術審議会の中の専門部会であつたために、どうも思うような調整がとれなかつたという提案理由のわけですから、分離した意味がないわけですか。だから、少くとも電子に関する限りは、予算から研究項目に至る総合調整を全部こ

なく、電子技術としてはこれが一番正しいあり方なんだという結論を出せば、それが実行に移されていくという

○国務大臣(正力松太郎君) 今度はそういうことは減ると思ひますが、実は私は原子力委員会で苦い経験を持つてお

○永岡光治君 それは、予算のことについて、科学技術審議会に一万田さんが入つたからといって、はい、そう

○国務大臣(正力松太郎君) 今度はそのように思ひますが、実は私は原子力委員会で苦い経験を持つてお

○國務大臣(正力松太郎君) 先ほど、大臣が出てこなくて、次官が出てくるだろうと。そんなことは、次官は出てくるわけにはいきません。必ず大臣が出てきます。

○永岡光治君 そうすると、これは代理権は認めないわけですか。

○國務大臣(正力松太郎君) 代理は認めません。書いてありません。

○永岡光治君 それでは、私の組織及びその職員については政令で定めるといことが書いてありますが、組織について今まで説明した以外に、もう少し詳しい説明ができますか。

○政府委員(鈴江康平君) 電子技術審議会の細部にわたりましては、政令になるわけですが、大体先ほど申し上げましたことで骨格をお話ししたわけですが、つまり、委員の数及び専門委員の数を先ほど申し上げました。委員長としましては、学識経験者を長官が任命するということになると思います。

それから専門委員と委員を含めまして、その中から必要な部会を構成いたしまして審議をするわけですが、その審議部会につきましては、ただいま、先ほど申し上げました技術者の養成の問題の部会とか、あるいは外国技術を導入する場合の考え方の部会とか、あるいはまた、研究者をさらに再教育と申しますか、海外に派遣するような問題を含めまして部会を開くとか、あるいはまた、新しい技術を生産化するというような問題につきましまして、実は開発銀行の方で特別な新技術への融資制度がございますが、そういったような問題について、各省からの推薦ありましたものについて当庁が

調整をいたしましたして、最終案を作つて、それを会議の方に示すとか、そういったような部会ができるのじゃないかと思ひます。その他、見張り方針の調整の問題の部会とか、それからあと、個々の特定の問題についての調整を要する場合がございますれば、先ほどの無線電のときのものについては、臨時のなまた部会が作られるのじゃないかというふうに考えておるわけであり

ます。それから、ここに幹事といたしまして、委員、専門委員を補佐することになっておりますが、この点につきましては、幹事といたしましては各省庁の職員を予定しておるわけですが、そのほか必要がございますれば、電電公社、あるいはその他の電子関係の、公社関係の方にもお入りを願う。それから、さらに学識経験者の補佐でございますので、必要があれば民間の学識経験者もその中に加える、ということも考えておるわけでございます。

それから、あと、この審議会の庶務であります、庶務は当庁の企画調整局において処理をする予定でございます。なお、予算といたしましては、来年度は三十四万円程度の予算でございますが、金額は少ないのでございますが、しかしながら、この予算の内容といたしましては、委員手当、出席旅費、あとは会議費等でございます。特段の事業費というものは必要ございませんので、この程度の予算で何とかやっていくというふうに考えておる次第でございます。

○永岡光治君 予算は幾らですか、もう一回……。

○政府委員(鈴江康平君) 三十四万円でございます。

○永岡光治君 三十四万円八千円で、これは年間予算だと思ひますが、月額に直しますと、せいぜい三万円に行かないのですが、足りないのですが、それで非常に張り切った構想をさつきから聞いています、やはり仕事をやる以上は金が必要なのではないですか。それで、これこそ予算がなければ作って現をいれずというのを免れないと思ひますが、その三十四万の内訳はどうな

○政府委員(鈴江康平君) はなはだ申しわけないのですが、内訳の資料はございませんが、しかし、大体のところは委員手当が大部分でございますが、しかしながらこの委員の中でも官庁の職員に對しましては全然出しません。従ひまして、民間の方だけに出すわけでございますので、まあ多少窮屈かと思ひますけれども、何とかやつていけるといふように考えております。

○永岡光治君 月に何回ぐらい開閉される予定でございますか。

○政府委員(鈴江康平君) まあ総会といたしましては、二月月ないし三月月一回ぐらいじゃないだろうか。むしろ部会の方がしばしば、一つの部会に於いては、月に一回ないし二回程度開かれるのではないかと思ひております。

○永岡光治君 そうしますと、私はこれじゃやつていけないような印象を受けるわけですがね。まあ部会というものがかなりの数になると思ひます。総

回数でも、月に一回ということになると、年間を通じて延べ数十回になると思ひますが、それでたとえ民間の人だけに限つたとしても、会議費を除いた他の旅費手当等を含めると、これじゃ何にもならぬということ、結局その会議に出席しない結果になるおそれなしというわけですが、これはどうも、先ほどの正力さんの意気込みと、予算を聞いた金額とでは、これは雲泥の相違があるわけですが、どういう構想を持っておられるか。これは、特に國務大臣の方から伺いたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君) 実は、先ほど申し上げましたが、それで私は、どうしてもこれは電子局を設けなくてはならぬと申すわけですが、まあ科学技術会議ができたのだし、もうこれと言つてはなかなかいかなかつたので、それでこの審議会をやむを得ずおいたわけでありまして、むしろ、従つて、予算もはなはだ少く、思う通りにできませんけれども、辛い役人の方にはみな無給でありますし、民間の方にだけ手当を出せばいいということでありまして、はなはだ不本意ながら、置いたわけでありまして。

○永岡光治君 それからさらに、学識経験者、専門委員等々、ここで構成メンバーになるわけですが、これは科学技術会議の際にも問題になったと思ひますが、国会でも修正になりました、政

党の役員はこれにないという条件がありましたが、それは削除されましたが、これはこの場合の学識経験者、専門委員というものは、政党的役員を入れない構想であつたのかどうか。そしてまた、今後はそういう点は、もし

科学技術会議で削除されたと思ひれば、どういふようになるのか、お考えをお尋ねいたします。

○國務大臣(正力松太郎君) あれは深い意味ではなくて、概してああいうときは政党的役員を除くというやうなことが書いてありますので、これも書いたのではありませんが、政党的役員という非常に範圍が廣くなるので、あれを除きたいというので、私ももつとも思ひまして、あれを削除したのであります。その他はいいということでありまして。

○政府委員(鈴江康平君) この電子技術審議会につきましては、そういった特定の定めはしておりません。当初からそうでございます。

○永岡光治君 今、正力國務大臣の言葉を聞きますと、政党的役員というものはまあいいけれども、幹部はいけな、こういう考え方だと思ひますが、そういうことになると、削除したのと抵触しませんか。

○政府委員(鈴江康平君) 科学技術会議の方につきましては、衆議院の方で御訂正があつたのでございますが、科学技術会議の方は、先ほど大臣から申し上げますように、委員の数も少いわけでございます。しかも、国家的な非常に見識の高い方と申されますと、数も必ずしもそう多くない範圍から選ばれたと思ひます。従ひまして、ああいった条件が衆議院で修正を受けましたも、実際的には、特にあの問題が、条件を削られたために構想が変るといふこともあり得ないというふうに考えております。

それから、この電子技術審議会の方は、今申し上げましたように、当初か

らそういう欠格事項は考えておりません。この電子技術審議会の方は、常任ということではございませんで、臨時会議のときだけ出ていただくわけでありますが、それは資格を限定する必要もないというふうに考えております。

○永岡光治君 これは、電子技術審議会の場合、全然そういう政党の役員というものは考えられていない。それはあるなしにかかわらず、全部一応適材適所で委員の選考の対象にするというわけですが、これと関連のある科学技術会議の場合は、正力さんの話では、ただ、他意はなかったのだ、だれでも入れるようにしたいけれども、そういうおきまりの慣例の文句があるから書いておいたが、まあ衆議院で修正されたから、当然政党の役員といえども対象になるというわけだが、ただ、その場合でも政党の幹部は対象にならないのだというふうな答弁だったので、そうだとすれば、修正の趣旨と違ふのじゃないですか。

○説明員(篠原登君) 科学技術会議の議員に政党の役員を、初め政府案といまして除いておりましたので、それが、衆議院の修正によりまして、政党の役員が入れることになりましたれば、幹部であろうと何であろうと、すべてその項は削除されると解釈します。

○永岡光治君 そうすると、正力さんの答弁とあなたの答弁は食い違ふわけですが、これはどういうわけですか。一つ意見を調整する休憩でもしてもらわなければ……

○国務大臣(正力松太郎君) それは私の方が間違っております。それは私

○委員長(藤田進君) 御注意申し上げ

ますが、正力長官の御答弁には、しばしばと申し上げませんが、問々間違があるように見受けましますから、その際は、質問者の方から指摘されるまでもなく、政府委員は国務大臣を補佐する立場ですから、一つ率先して訂正されることを望ましいと思ひます。なお、御本人におかれては間違いのないように……

○永岡光治君 それでは、いろいろ聞きたいこともありますが、少し資料を要求してから、もうちょっと質疑したいと思ひます。

今、要綱の中の第二で示されております、政令にゆだねられていた項目です、この構想を、要綱程度でけつこうですから、どうせ最終的には若干の変更があるにしても、今あなた方がお考えになっている政令の要綱ですね、これを次期の審議に間に合うように御提出いただきたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) なお、ちよつと資料要求の関連ですが、今直ちにでなく、どういふものか、電子技術の研究、それが電子工業という関係の範疇で、どういふものがどこにあるのか、私どもよくわかりませんので、これは各、目立とか何とかいふたような、そういう民間でもかなり電子技術を中心に研究している所を二、三見て参りましたが、こういうものの優劣をつけることはむづかしいでしょうけれども、かなり優秀なものを、できるだけ、この審議会に将来総合調整をなさる対象になり得るもの、あるいは文部大臣が今後学校系統で入るのでしようが、学校とか、日本の電子技術ないし電子工業に関する研究を進めているといったようなものを、網羅的にお願いしたいと思ひます。なお、その際に、これは字句で書かなくてもいいのです、どこのが一体今一番優秀なのかというところも、一つ検討しておいていただきたい。

○上原正吉君 ちよつとお尋ねいたしますが、先ほどの御答弁の中に、科学技術の振興に關してはまず局を作る、電子技術の振興に關してはまず局を作るべきだ、あるいは科学技術の振興に關しては省を設けるべきであるとか、いろいろお話がありました。かつまた、従来の科学技術審議会の一部会であつた電子部会を電子審議会にすれば、大へん仕事が進捗、広がるようなお話に伺つたのですが、省とか局とか片とかいへば、これは行政の執行機関であるようにわれわれも思ひます。それから審議会とか会議とかいへば、これはただ単なる会議であるようにしか受け取れないのです。それが局を新設するかわりに審議会を作つて間に合うというの、どういふことなんでしょうか。その内容をどういふふうにお使いわけになるのか、一つ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(正力松太郎君) つまり、局を作りたいといひますのは、結局、先ほど申し上げました通りに、各所にばらばらになつてゐるのです、電子に關するものが、郵政省にあり、あるいは運輸省にもあり、あるいは通産省にもあるということですから、これをなるとたけつ一局において全部指揮してやりたいということでありまふ。ところが、審議会にすると、ただ審議で、その総合調整するだけなんです。局にすれば、そこにまとまる。だから、統制されるというおそれをみな持つわけ

す。それで、局に反対が起るわけですが、ほんとうはそうしなければならぬわけでは、各省ばらばらというところは、ほんとうはよくないと思ひます。それは、ひとりわれわれのみではない。これは現にアメリカでも、陸海空三者に分けておるのはいけないというところは、アイゼンハワーも言つておられます。日本はそれがもつとひどく、各省に分れておられます。そうして、自分の省に關することを干渉されることをいやがるのです。干渉されたくないのです。だから、審議会を作つて、そこで総合調整をやらう。省にすれば、これはまとまりません。それだから、常に話を進めるのに案なんです。それで、省にしたい、また局にしたいというの、私の考えであります。

○上原正吉君 そうしますと、どうもわかつたやうなわからぬやうなことになるのですが、審議会は局を新設するかわりににならないというふうな了解していいのですか。局のかわりになるのですか、局を新設するかわりに。審議会を作つて、局のかわりになるのか、ならないのか、それを伺つておきたいのです。

○国務大臣(正力松太郎君) 局のかわりにまではなりませんけれども、幾らか役に立つということでありまふ。(笑)

○上原正吉君 重ねてお伺ひしたいのですが、省を作り、局を作り、あるいは審議会を作り、いろいろ考え方もありまふやうが、これは省であろうと、局であろうと、課であろうと、審議会であろうと、部会であろうと、仕事ができるかできぬかは、その部局や課の名称ではなくて、権限なのではないか

と思ひますが、どうしても局を作らなければ仕事ができぬとか、あるいは部会ではいけないからして、審議会にしなければならぬという仕事ができる、ほんとうの仕事をするのには省にしなければいけないといふことが、われわれにはどうもよく了解できないのですが、局であるのと省であるのと、あるいはまた審議会であるのと――審議会は局のかわりにならないといふことは伺ひましたから、それは除くといひまして、局であろうと、部であろうと、省であろうと、片であろうと、権限を付与されておられれば、そうおきえすれば、同じやうな仕事ができるのじゃないかと思ひますが、それはどういふふうなものでしょうか。

○国務大臣(正力松太郎君) それは、先ほど申し上げましたごとく、各所にまがたつておる、それを総合調整するの、については、局なら権限は大きくない、仕事はやりやすいのです。審議会では、それが非常に弱いのです。

○上原正吉君 それはわかつた。審議会が局にかり得ないことはわかつたのですが、局であろうと省であろうと、片であろうと、その名称のいかんにかかわらず、その部局が持つてゐる権限さえ大きければ、スタッフさえそろえて、そうして費用をもらえばいいのじゃないか、こう思ひますが、これはどうなんですか。

○国務大臣(正力松太郎君) つまり、一つにこれはなるべくまとめるべきではないといふ考えを持つておる。各所に分離してはいけない。省ならまとめることができます。それからまた、総合調整するのにも案です。

○上原正吉君 省でなくとも、庁でもそれは十分だと思ひます。国務大臣が庁の長官なんです。これです。これです。このことはいふまでもないのです。

○国務大臣(正力松太郎君) 国務大臣といつても、私は科学技術庁だけなんです。ほかの事は今のところでは各省に分れております。それだからして、それを少くとも総合調整しなければならぬ。また、一つの所にまとめなければならぬ。今のような権限ではないのです。

○上原正吉君 そこで、私は省でも庁でもいい。その権限を拡大して、大きな権限を握って、スタッフをそろえて、予算を十分持つておれば、名称にかかわらず、十分仕事ができるだろうと思うのですが、その点どうなんでしょうか。

○委員長(藤田進君) その点、繰り返して質問され、同じような答弁をされて、循環しておるようには思ひます。それが、なぜかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。それから、権限がどのようにあるのかないのかというので、名称の問題ではないのかというのか。やがて審議することになるかわかりませんが、たとえば通信省という名前にしなればどうも仕事が進まないとか、最近だといふことがありますが、一つ科学技術関係でも、とにかくできないというのではなくして、何一つ。

○国務大臣(正力松太郎君) 権限がなければできません。科学技術庁長官としては、科学技術に関する全般に行きわけじゃないのです。総合調整だけなんです。だからして、省を作れば、各省の科学技術に関すること、み

なここに集め得るのです。名称の問題じゃない、実際上の問題であります。

○上原正吉君 そうすると、名称の問題じゃなくて実際の問題だから、庁であつても省と同じだけの権限を持つていければ、こういうことになるわけですね。

○国務大臣(正力松太郎君) その通りであります。なお、事務的のことになれば、一つ事務官から返事させます。

○上原正吉君 事務的のこととはいつうです。

○委員長(藤田進君) 今のは、お伺いしますが、上原君の御質問では、名前だけ変えても何ら意味はないので、省であろうが庁であろうが同じではないかという、積みかけた御質問があつたわけですが、長官は、その通りですとお答えになつたように聞えるのです。が、どうですか。

○国務大臣(正力松太郎君) 省に對する権限は、どう、庁に對する権限はどうということはきまつております。それだからして、省にしなればならぬ。名称に伴うて権限はきまつております。それだから、省にしたいというのであります。

○千葉信君 私は質問を次の機会に譲つて、この際資料の要求をいたします。

件の違法すれすれの格好の法律案です。ちよつと見ると、何か科学技術庁の分掌規定かのような印象を与える。何々審議会を設けるという法律案である。本来は、こういう機構を設ける場合には、これは法律によつて設けなければならぬという条件には、これはある程度その通りにはなつていて、思ひます。しかし、それは名前と目的だけで、どうしてその目的を達するやうな方法をとるか、機構はどうするか、運営はどうするか、ほんとうはそういうところまで法定しなければいけないのです。ところが、その科学技術庁の關係を見ますと、この審議会ばかりじゃなしに、ほかの審議会も、一切の条件はもうほとんど政令に譲つて設けてしまふ。ここに非常に問題があるのです。しかしそれは私はここではその点については敬遠します。

しかし、この電子技術審議会のあり方を国会として検討しなければ、この法律がいいか悪いかということを決するたためには、法定すべき筋合いの条件を少くとも政令案ではきりしなればいけません。もちろん、政令ということになれば閣議の決定を経なければならぬ、ですから、この法律案が通らなければ、その措置はできないでしょう。そういうことになると思ひます。

それは、先ほど永岡委員から要求された資料に似ておりますが、私の場合には少し違つて、科学技術庁が責任をもつて政令案を出した。政令を出すということは不可能ですから、政令案を出した。それはしかし、あくまでも科学技術庁として責任を持った政令案を出した。その理由は、この法律を見ますと、この審議会を設置する法的な条

件の違法すれすれの格好の法律案です。ちよつと見ると、何か科学技術庁の分掌規定かのような印象を与える。何々審議会を設けるという法律案である。本来は、こういう機構を設ける場合には、これは法律によつて設けなければならぬという条件には、これはある程度その通りにはなつていて、思ひます。しかし、それは名前と目的だけで、どうしてその目的を達するやうな方法をとるか、機構はどうするか、運営はどうするか、ほんとうはそういうところまで法定しなければいけないのです。ところが、その科学技術庁の關係を見ますと、この審議会ばかりじゃなしに、ほかの審議会も、一切の条件はもうほとんど政令に譲つて設けてしまふ。ここに非常に問題があるのです。しかしそれは私はここではその点については敬遠します。

きよは、ほんとうは政令をお配りして御審議いただく方がよかつたのでございしますが、大へん手落ちでございまして、これはお配りできませんでしたが、この次の機会に必ずお配りしようと思ひます。

○千葉信君 まあ政令を出していただくことになりましたから、問題はありますが、今おっしゃつたことは、実は国会で問題になつてゐるのです。もう詳しく具体的にその内容を法定している場合と、この種のやり方をしてゐる場合と、それからもう一つ、違法行為をやつてゐる場合がある。ですから、審議会の設置の方法についてどれが正しいか、どういう方法によらな

まあ質問に入らない程度で、ただ要求についての敷衍だけをこの際しておきます。一つ、責任を持った政令案を出してもらひたい。

○政府委員(吉田萬次君) まことにこのこともございしますが、審議会等の付属機関を置く場合に二つの方法がございまして、詳細に法律にうたうという重大な審議会の場合は、みなその通りやっておりますが、輕微と申しましては語弊がございしますが、比較的一般並みというやうな審議会は、大体このやうな様式でもつてやる場合も相当ございします。科学技術庁にもそのほかに審議会が、航空技術審議会、あるいは技術士審議会、あるいは放射線審議会、それから資源調査会等がございしますが、いずれもこのやうな科学技術庁設置法の中の一つの付属機関と同じやうに取り扱つてございします。従いまして、二つの方法がございしますが、このやうな方法をとつてゐる場合も相当ございします。

きよは、ほんとうは政令をお配りして御審議いただく方がよかつたのでございしますが、大へん手落ちでございまして、これはお配りできませんでしたが、この次の機会に必ずお配りしようと思ひます。

○千葉信君 まあ政令を出していただくことになりましたから、問題はありますが、今おっしゃつたことは、実は国会で問題になつてゐるのです。もう詳しく具体的にその内容を法定している場合と、この種のやり方をしてゐる場合と、それからもう一つ、違法行為をやつてゐる場合がある。ですから、審議会の設置の方法についてどれが正しいか、どういう方法によらな

ればならぬかということが、今国会の論議の最中なんです。ですから、あなたがこういう条件があるとか、こういうやり方をしてゐるかどうか、これは、私の方でも知り過ぎるほど知つていて聞いているわけでは、ですから、そういうことについては、次の委員会等で論議することにして、とりあえず今私の申し上げた責任を持った政令案を出してもらふ。これがなければこの法律案の審議は進みませんから、そういうことで御提出をこの際願つておきます。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。